

豊見城市工事成績評定要領

制定 平成 22 年 2 月 4 日

(目的)

第 1 条 この要領は、豊見城市の執行する請負工事の工事成績評定（以下「評定」という。）及び工事成績評定点（以下「評定点」という。）の通知に関する事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第 2 条 評定の対象は、原則として 1 件の請負金額が 500 万円を超える請負工事について行うものとする。ただし、電気、ガス、水道又は電話の引込工事等で市長が必要ないと認めたものについては、評定を省略することができる。

(評定者)

第 3 条 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、次の者とする。

- (1) 豊見城市工事検査要領第 2 条に定める検査員とする。
- (2) 豊見城市工事検査要領第 2 条に定める主任監督員、現場監督員とする。

(評定方法)

第 4 条 評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

- 2 工事成績の採点は工事成績採点表（様式第 1 号）により行うものとする。
- 3 細目別評定点の算出は細目別評定点採点表（様式第 2 号）によるものとする。
- 4 評定結果は工事成績評定表（様式第 3 号）に記録するものとする。
- 5 評定にあたっては、工事における「高度技術」、「創意工夫」、「社会性等」に関しては、請負者は当該工事における実施状況を別紙様式により提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

(評定)

第 5 条 検査員である評定者は検査を実施した都度、主任監督員及び現場監督員である評定者は工事完成時に、それぞれ評定を行うものとする。

- 2 評定は、検査時点の状態を対象とし、手直しの事項があった場合は、当該手直し工事が完了した後、再び評定することはしない。

(評定結果の報告)

第 6 条 検査員である評定者は、評定を行ったときは、第 4 条第 2 項から第 4 項に規定する書類を作成し、工事を執行する課の課長（参事を含む。以下「工事担当課長」という。）に送付するものとする。

- 2 工事担当課長は、前項の書類を受領したときは、遅滞なく評定結果を市長に報告するものとする。

る。

(評定結果の通知)

第7条 市長は、前条の報告があったときは、当該工事の請負者に対して、すみやかに評定点を工事成績評定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(説明請求)

第8条 評定点の通知を受けた請負者は、通知を受けた日から起算して14日以内に書面により、市長へ評定点等について説明を求めることができるものとする。

(説明請求に対する回答)

第9条 市長は、評定点の通知を受けた請負者から評定点について説明を求められた場合、書面（様式第5号）により速やかに回答するものとする。

(評定の修正)

第10条 市長は、評定結果を通知した後、建設工事請負契約書に規定する「かし担保」により評定を修正すべきと認める場合は、評定を修正し、当該工事の請負者に通知するものとする。その場合において、第7条の規定を準用する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行し、同日以降に入札の公告及び指名通知（随意契約における見積り依頼を含む。）を行う契約について適用する

工事成績採点表

平成 年 月 日 作成

工 事 名	契約金額(最終)										円																														
	工 期					平成 年 月 日					平成 年 月 日					平成 年 月 日																									
請 負 者 名	現 場 監 督 員										主任 監 督 員										検査員 (既済・指定・中間)										検査員 (完成)										
考 査 項 目	氏名										氏名										氏名										氏名										
	項目	細 別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e														
1. 施工体制	I. 施工体制一般		+1.5	0	-5.0	-10																																			
	II. 配置技術者		+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																																		
2. 施工状況	I. 施工管理		+1.5	0	-5.0	-10						+5	+2.5	0	-7.5	-15						+5	+2.5	0	-7.5	-15						+5	+2.5	0	-7.5	-15					
	II. 工程管理		+1.0	+0.5	0	-5.0	-10	+5	0	-7.5	-15																														
	III. 安全対策		+2.0	+1.0	0	-5.0	-10	+7.5	0	-7.5	-15																														
	IV. 対外関係		+2.0	+1.0	0	-2.5	-5																																		
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形		+2.0	+1.0	0	-2.5	-5						+10	+5.0	0	-10	-20						+10	+5.0	0	-10	-20						+10	+5.0	0	-10	-20				
	II. 品質		+2.0	+1.0	0	-2.5	-5						+15	+7.5	0	-12.5	-25						+15	+7.5	0	-12.5	-25						+15	+7.5	0	-12.5	-25				
4. 高度技術	I. 高度技術力 ※2		+	(13)	0																																				
	I. 創意工夫 ※2		+	(7)	0																																				
6. 社会性等	I. 地域への貢献等 ※3											+10	+5	0																											
	加減点合計 (1+2+3+4+5+6)																																								
7. 評定点	評定点(65点±加減点合計) ※4		①	点	点	点	点	点	点	点	点	②	点	点	点	点	点	点	点	点	点	③	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	④	点	点					
	評定点計		点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点						
8. 法令遵守等 ※5																																									
	評定点合計 ※6		点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点					
所 見 ※7																																									

※1 各考査項目毎の採点は、現場監督員は別紙1-①～別紙1-⑥、主任監督員は別紙2-①～別紙2-⑥、検査員は別紙3-①～別紙3-⑥によるものとし、完成検査は検査員の評価に先立ち、現場・主任監督員が記入する。
 ※2 高度技術及び創意工夫の評価は工事全般を通して、特に優れた技術等を評価する項目とする。そのため、キーワードと評定内容を記述方式とし、加減点評価のみとする。
 ※3 社会性等の評価では地域への観点から、加減点評価のみとする。
 ※4 65点±1～6(加減点合計) = 評定点(小数第1位まで記入する。)
 ※5 法令遵守等の評価は、主任監督員が行い、減点評価のみとする。
 ※6 評定点合計は、四捨五入により整数とする。
 ※7 所見は必ず記載する。

細目別評定点採点表

項目	細別	①現場監督員	②主任監督員	③検査員(既済等)	④検査員(完成)	細目別評定表	得点割合
1. 施工体制	I. 施工体制一般	() × 0.4 + 2.6 = 点				3.2 点	
	II. 配置技術者	() × 0.4 + 2.6 = 点				3.8 点	
2. 施工状況	I. 施工管理	() × 0.4 + 2.6 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	11.7 点	
	II. 工程管理	() × 0.4 + 2.6 = 点	() × 0.2 + 4.3 = 点			9.3 点	
	III. 安全対策	() × 0.4 + 2.6 = 点	() × 0.2 + 4.3 = 点			10.7 点	
	IV. 対外関係	() × 0.4 + 2.6 = 点				3.4 点	
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	() × 0.4 + 2.6 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	13.9 点	
	II. 品質	() × 0.4 + 2.6 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	15.9 点	
	III. 出来ばえ		() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	8.5 点	
4. 高度技術	I. 高度技術力	() × 0.4 + 2.6 = 点				7.8 点	
	I. 創意工夫	() × 0.4 + 2.6 = 点				5.4 点	
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		() × 0.2 + 4.4 = 点			6.4 点	
	7. 法令遵守等		() × 1.0 点			点	
評定点合計						100 点	

※ 既済・指定・中間検査があった場合 細目別評定点 = (①) + (②) + (③) × 0.5 + (④) × 0.5 (既済・指定・中間が2回以上の場合は③を平均する)
 既済・指定・中間検査がなかった場合 細目別評定点 = ① + (②) + ④

※得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

工 事 成 績 評 定 表

工事主管課 : ○○課

工 事 名	
契 約 金 額 (最 終)	¥
契 約 年 月 日	平成 年 月 日
工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
完 成 年 月 日	平成 年 月 日
完 成 検 査 年 月 日	平成 年 月 日
中 間 検 査 年 月 日	第1回: 第2回:
既 済 部 分 検 査 年 月 日	第1回: 第2回:
指 定 部 分 検 査 年 月 日	第1回: 第2回:
請 負 者 氏 名	
現 場 代 理 人 氏 名	
主 任 ・ 管 理 技 術 者 氏 名	
主 任 監 督 員 氏 名	
現 場 監 督 員 氏 名	
完 成 検 査 員 氏 名	
① 現 場 監 督 員 評 定 点	点
② 主 任 監 督 員 評 定 点	点
③ 検 査 員 評 定 点 (中 間 検 査 等)	点
	点
④ 検 査 員 評 定 点 (完 成 検 査)	点
⑤ 法 令 遵 守	点
⑥ 評 定 点 合 計	点

- 注1) 既済・指定・中間検査があった場合 評定点合計⑥=(①×0.4+②×0.2+③×0.2+④×0.2)-⑤
既済・指定・中間検査がなかった場合 評定点合計⑥=(①×0.4+②×0.2+④×0.4)-⑤
- 注2) 既済・指定・中間検査が2回以上あった場合、評定点は既済・指定中間検査を合わせた平均点
- 注3) 現場監督員、主任監督員、検査員の評定点は少数第1位までとする。
- 注4) 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

請負者

商号又は名称

代表者氏名 殿

豊見城市長 印

工事成績評定通知書

貴社が受注した工事について、豊見城市工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。
なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この通知を受けた日から起算して 14 日（「休日」を含む。）以内に書面により、説明を求めることができます。
疑問に対する説明は、書面により回答いたします。
なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 工事名
- 2 工期 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日
- 3 完成検査年月日 平成〇年〇月〇日
- 4 成績評定
評 定 点 〇〇点 項目別評定点は、別表 1 のとおり
(修正評定点 〇〇点 【評定点が修正された場合のみ】)
- 5 問い合わせ及び送付先
〒901-0292 豊見城市字翁長 854 番地 1
豊見城市〇〇部〇〇課宛
TEL

別表 1

項目別評定点

工事名： _____

評価項目	細別	評定店/満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	/3.2点
	II. 配置技術者	/3.8点
2. 施工状況	I. 施工管理	/11.7点
	II. 工程管理	/9.3点
	III. 安全対策	/10.7点
	IV. 対外関係	/3.4点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	/13.9点
	II. 品質	/15.9点
	III. 出来ばえ	/8.5点
4. 高度技術 (加点のみ)	高度技術	/7.8点
5. 創意工夫 (加点のみ)	創意工夫	/5.4点
6. 社会性等 (加点のみ)	地域への貢献等	/6.4点
7. 法令遵守等 (減点のみ)		
評定点合計		/100.0点

様式第5号

豊〇〇第 号
平成 年 月 日

請負者
商号又は名称
代表者氏名 殿

豊見城市長 印

工事成績評定に係る説明書（回答）

平成 年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

記

- 1 工事名
- 2 疑問に対する回答

高度技術・創意工夫・社会性に関する実施状況

工事名		
請負者名		
項目	評価内容	備考
<input type="checkbox"/> 高度技術 工事全体を通して他の類似工事に比べて特異な技術力	<input type="checkbox"/> 施工規模	<input type="checkbox"/> 構造物の高さ、延長、施工（断）面積、深度
	<input type="checkbox"/> 構造物固有	<input type="checkbox"/> 複雑な形状の構造物 <input type="checkbox"/> 既設構造物の補強、特殊な撤去工事
	<input type="checkbox"/> 技術固有	<input type="checkbox"/> 工種・工法の特異性 <input type="checkbox"/> 新工法（機器類を含む）及び新材料の適用
	<input type="checkbox"/> 自然・地盤条件	<input type="checkbox"/> 湧水、地下水の影響 <input type="checkbox"/> 軟弱地盤、支持地盤の状況 <input type="checkbox"/> 制約の厳しい工事用道路・作業スペース等 <input type="checkbox"/> 気象状況の影響 <input type="checkbox"/> 地滑り、急流河川、潮流等、動植物等
	<input type="checkbox"/> 周辺環境、社会条件	<input type="checkbox"/> 埋設物等の地中内の作業障害物 <input type="checkbox"/> 供用中の道路・建築物等の近接施工 <input type="checkbox"/> 騒音・振動・水質汚濁等環境対策 <input type="checkbox"/> 作業スペース制約・現道上の交通規制 <input type="checkbox"/> 廃棄物処理
	<input type="checkbox"/> 現場での対応	<input type="checkbox"/> 災害等の臨機の処置 <input type="checkbox"/> 施工・工法等の自発的提案
	<input type="checkbox"/> その他	
<input type="checkbox"/> 創意工夫 「高度技術」で評価するほどでない軽微な工夫	<input type="checkbox"/> 準備・後片付け	
	<input type="checkbox"/> 施工関係	<input type="checkbox"/> 施工に伴う機械、器具、工具、装置類 <input type="checkbox"/> 二次製品、代替製品の利用 <input type="checkbox"/> 施工方法の工夫 <input type="checkbox"/> 施工環境の改善 <input type="checkbox"/> 仮設計画の工夫 <input type="checkbox"/> 施工管理、品質管理の工夫
	<input type="checkbox"/> 品質関係	<input type="checkbox"/> 集計ソフトの活用と工夫 <input type="checkbox"/> 品質向上に関する工夫
	<input type="checkbox"/> 安全衛生関係	<input type="checkbox"/> 安全施設・仮設備の配慮 <input type="checkbox"/> 安全教育・講習会・パトロールの工夫 <input type="checkbox"/> 作業環境の改善 <input type="checkbox"/> 交通事故防止の工夫
	<input type="checkbox"/> 施工管理関係	<input type="checkbox"/> 施工計画書、写真管理等の工夫 <input type="checkbox"/> 出来形、品質等の集計、管理図の工夫
	<input type="checkbox"/> その他	
<input type="checkbox"/> 社会性等 地域社会や住民に対する貢献	<input type="checkbox"/> 地域への貢献等	<input type="checkbox"/> 地域の自然環境保全、動植物の保護 <input type="checkbox"/> 現場環境の地域への調和 <input type="checkbox"/> 地域住民とのコミュニケーション <input type="checkbox"/> ボランティアの実施 <input type="checkbox"/> その他

1. 該当する項目の□に✓マーク記入すること。
2. 具体的内容の説明として、写真、ポンチ絵等を説明資料に添付すること。

別紙1-①

審査項目別運用表 施工体制

該当する項目の□にノマークを記入する。

(現場監督員)

審査項目	細 別	□ a	□ b	□ c	□ d	□ e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	施工体制が適切である。		他の事項に該当しない。	施工体制がやや不備である。	施工体制が不備である。
		「評価対象項目」				
		<input type="checkbox"/> 作業分担の範囲が確認でき、現場とも一致している。 <input type="checkbox"/> 工事規模に応じた人員、機械配置の施工となっている。 <input type="checkbox"/> 施工体制一般について、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。				
		<input type="checkbox"/> 施工体制が不備のため改善指示を行った。 上記項目に該当があれば…e				
		※ 上記該当項目を総合的に判断してb、c、d、e評価を行う。				

審査項目	細 別	□ a	□ b	□ c	□ d	□ e
II. 配属技術者 (現場代理人等)		技術者が適切に配置されている。	技術者がほぼ適切に配置されている。	他の事項に該当しない。	技術者の配置がやや不備である。	技術者の配置が不備である。
		「評価対象項目」				
		<input type="checkbox"/> 現場代理人として、工事全体の把握ができており、また、発注者とのコミュニケーションが適切にとられている。 <input type="checkbox"/> 工事内容を理解したうえで、現場での臨機対応ができており、また、良好な施工に努め、必要な工事書類が整理されている。 <input type="checkbox"/> 法令上必要な技術者等(主任技術者、作業主任者、専門技術者)を必要に応じて配置している。 <input type="checkbox"/> 配属技術者について、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。				
		<input type="checkbox"/> 現場代理人等の技術者配置が不備のため改善指示を行った。 上記項目に該当があれば…d 指示の不履行……………e				
		※ 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。				

別紙1-②

考查項目別運用表 施工状況(1)

該当する項目の□にノマークを記入する。

(現場監督員)

考查項目	細 別	□ a	□ b	□ c	□ d	□ e
2. 施工状況	I. 施工管理	施工管理が適切である。	施工管理がやや不備である。	他の事項に該当しない。	施工管理がやや不備である。	施工管理が不備である。
「評価対象項目」						
<input type="checkbox"/> 施工に先立ち現場条件を反映した施工計画が提案され、現場においても概ね一致している。 <input type="checkbox"/> 日常的な施工管理を行っていることが工事記録で確認できる。また、現場内での整理整頓が日常的になされている。 <input type="checkbox"/> 建設廃棄物、リサイクル及び過積載防止等への取り組みが見られるとともに、使用機械、車両等の低騒音、排出ガス対策に努めている。 <input type="checkbox"/> 施工管理について、指摘事項がなかった。また、指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。						
※ 上記該当項目を総合的に判断してb、c、d、e評価を行う。						

考查項目	細 別	□ a	□ b	□ c	□ d	□ e
2. 施工状況	II. 工程管理	工程管理が適切である。	工程管理がほぼ適切である。	他の事項に該当しない。	工程管理がやや不備である。	工程管理が不備である。
「評価対象項目」						
<input type="checkbox"/> 現場条件による各種制約に適切に対応し、必要に応じ工程見直しを行って円滑な工事進捗を行った。 <input type="checkbox"/> 作業員に過度の負担が生じないよう、休日等の配慮を行っている。 <input type="checkbox"/> 工程管理について、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。						
※ 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。						

別紙1-③

審査項目別運用表 施工状況(2)

該当する項目の□にノマークを記入する。

(現場監督員)

審査項目	細 別	□ a	□ b	□ c	□ d	□ e
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	安全対策を適切に行った。	安全対策をほぼ適切に行った。	他の事項に該当しない。	安全対策がやや不備であった。	安全対策が不備であった。
		「評価対象項目」				
		<input type="checkbox"/> 安全点検、安全パトロール、安全教育等を実施し労働災害事故防止に努めている。 <input type="checkbox"/> 朝礼等の実施により日々の安全指導を行い、新規入場者には個別に安全指導するなど作業員の安全対策に努めている。 <input type="checkbox"/> 使用機械・車両等、足場・支保工等の仮設物、工事現場における保安施設等の安全管理が適切である。 <input type="checkbox"/> 安全対策について、指摘事項がなかった。また、指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。				
		※ 上記該当項目を総合的に判断してa、b、c、d、e評価を行う。				

審査項目	細 別	□ a	□ b	□ c	□ d	□ e
2. 施工状況	Ⅳ. 対外関係	対外関係が適切であった。	対外関係がほぼ適切であった。	他の事項に該当しない。	対外関係がやや不備であった。	対外関係が不備であった。
		「評価対象項目」				
		<input type="checkbox"/> 工事施工にあたり、関係官公庁等の関係機関と調整し、トラブルの発生がない。 <input type="checkbox"/> 積極的な地元対策を実施し、第三者からの苦情がなかった。または苦情によるトラブルが少なかった。 <input type="checkbox"/> 対外関係について、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。				
		※ 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。				

別紙1-④

考查項目別適用表 出来形及び出来ばえ(1)

該当する項目の□に√マークを記入する。

(現場監督員)

考查項目	細 別	<input type="checkbox"/> a	<input type="checkbox"/> b	<input type="checkbox"/> c	<input type="checkbox"/> d	<input type="checkbox"/> e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	出来形が測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが非常に少ない。	出来形が測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが比較的少ない。	出来形が測定項目、測定基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	出来形が測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	
		「評価対象項目」			「評価対象項目」	
		<ul style="list-style-type: none"> 出来形の評定は、工事全線をおしたもとする。 出来形とは、工事目的物の形状寸法である。 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき形状寸法を確保する管理体系である。 				
		※ 出来形管理資料による評定が困難な場合は、現地立会・測定結果等を総合的に判断してa、b、c、d、e評価を行う。				
		「評価対象項目」		「評価対象項目」		
		<input type="checkbox"/> 改善指示を行った。 上記項目に該当があれば・・・d		<input type="checkbox"/> 破壊検査を行った。 上記項目に該当があれば・・・e		

審査項目別運用表 出来形及び出来ばえ(2)

該当する項目の□にノマークを記入する。

(現場監督員)

審査項目	細 別	□ a	□ b	□ c	□ d	□ e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない(特に優れていい。品質関係の試験結果が、規格値、試験基準を超過するものがあり、ばらつきが大きい。)	品質関係の試験結果が、規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない。	品質関係の試験結果が、規格値、試験基準を超過するものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が、規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。	
		<ul style="list-style-type: none"> 品質の評定は、工事全般をおししたものとす。 品質とは、工事目的物の規格である。 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づくすべての段階における品質確保のための管理体系である。 	「評価対象項目」	「評価対象項目」	「評価対象項目」	「評価対象項目」
		※ 品質管理資料による評定が困難な場合は、現地立会・試験結果等を総合的に判断してa、b、c、d、e評価を行う。				

調査項目別運用表 高度技術 土木(1)

該当する項目の□にノマークを記入する。

(現場監督員)

調査項目	細 別	技術力キーワード一覧表
4. 高度技術	1. 高度技術 キーワード詳細	<p>■ 施工規模の大きさへの対応</p> <p>□1. 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工長さ等の規模</p> <p>□2. その他 理由</p>
		<p>(事例) 具体的な評価技術力項目及び工事事例</p> <p>□トンネル(トンネル) 10m<φ □掘削水確保 2000mm<φ □トンネル(掘削工法) 20m<H □トンネル(沈理工法) 300m<A □流路工 100万m<V □流路工 500m<Q □転流トンネル 400m²/s<Q</p>
	<p>■ 構造物固有の難しさへの対応</p> <p>□3. 対象構造物の形状の複雑さ(土被り厚やトンネル線形等を含む)</p> <p>□4. 既設構造物の補強、撤去等特殊な工事</p> <p>□5. その他 理由</p>	<p>(事例) 具体的な評価技術力項目及び工事事例</p> <p>□トンネル(トンネル) 10m<φ □掘削水確保 2000mm<φ □トンネル(掘削工法) 20m<H □トンネル(沈理工法) 300m<A □流路工 100万m<V □流路工 500m<Q □転流トンネル 400m²/s<Q</p>
	<p>■ 技術固有の難しさへの対応</p> <p>□6. 工種及び工法の特異性</p> <p>□7. 新工法(機器類を含む)及び新材料の適用</p> <p>□8. その他 理由</p>	<p>(事例) 具体的な評価技術力項目及び工事事例</p> <p>□トンネル(トンネル) 10m<φ □掘削水確保 2000mm<φ □トンネル(掘削工法) 20m<H □トンネル(沈理工法) 300m<A □流路工 100万m<V □流路工 500m<Q □転流トンネル 400m²/s<Q</p>
	<p>■ 厳しい自然・地盤条件への対応</p> <p>□9. 湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時)</p> <p>□10. 軟弱地盤、支持地盤の状況</p> <p>□11. 河川内・海域・急峻な地盤条件下等及び工事用道路・作業スペース等の制約</p> <p>□12. 雨・雪・風・気温・波浪等の影響</p> <p>□13. 地すべり等の地質条件、急峻な河川での水流、海域での潮流等の影響、動植物に対する配慮等</p> <p>□14. その他 理由</p>	<p>(事例) 具体的な評価技術力項目及び工事事例</p> <p>□トンネル(トンネル) 10m<φ □掘削水確保 2000mm<φ □トンネル(掘削工法) 20m<H □トンネル(沈理工法) 300m<A □流路工 100万m<V □流路工 500m<Q □転流トンネル 400m²/s<Q</p>

審査項目別選定表 高度技術 土木(2)

(現場監督員)

該当する項目の□にノマークを記入する。	総 別	技術キーワード一覧表	(事例) 具体的な評価技術力項目及び工事事例
4. 高度技術	1. 高度技術 キーワード詳細	<p>■強い周辺環境等、社会条件への対応</p> <p>□15. 地中埋設物等の地中内の作業障害物</p> <p>□16. 工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・使用中の道路・航空線・農業物の近接箇所</p> <p>□17. 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮</p> <p>□18. 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮</p> <p>□19. 生活道路を利用するの資機材搬入等の工事用道路の制約、掘削工下・高業下等の作業スペース制約</p> <p>□20. 掘削上で、特に交通規制及びその処理が伴う作業</p> <p>□21. 工事区域周辺の航行船舶への配慮</p> <p>□22. 騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等</p> <p>□23. その他</p> <p>理由</p>	<p>【事例】 周辺の環境や社会条件等の施工現場での対応が必要になった工事等</p> <p>□横断道路工事や電線地中化工事等の現場掘削工事で、ガス管・水道管・電話線等の発露が施工工程に大きく影響した工事</p> <p>□鉄道営業線及び使用中の道路を穿く掘削工事又は鉄道掘削工事</p> <p>□市街地等の狭隘密集地での、敷設又は運送をアンダーパスする踏切橋又は跨道橋工事</p> <p>□市街地での夜間工事</p> <p>□D/D地区での工事</p> <p>□供用中の道路(広域日交通量1万台以上)で片側交互通行の交通規制をした工事</p> <p>□供用中の道路での掘削及び修繕工事等</p> <p>□供用している自動車道の路上工事で交通規制が必要な工事</p> <p>□一般道路の航行が多く、工事実施にあり、関係機関等との調整及び施工上の制約が多い工事</p> <p>□支障物件の撤去・移設が工程上クリティカルパスになり、工程の遅れを生じ、回復に船舶・歩道、人員等の増強を行った工事</p> <p>□工事期間中の大半にわたって、規制掘削の掘削・撤去を日々行い、交通開放を行った工事</p> <p>□地元紙や関係対策の制約が多い工事</p> <p>□工事の発注にあり、各種の制約があり、工程的にも特に難しく、施工の制限を受けた工事</p> <p>□工事に先立ち又は施工中で、監理・取組等の結果に基づき、工法変更を行った工事</p> <p>□掘削対策が工事に大きな影響を与えた工事</p> <p>□施工区域・ヤードが狭く、高さ制限もあり、掘削及び掘削・掘削の移動や掘削等に制約を受けた工事</p> <p>□大気圧を越える掘削下の作業までの工事</p> <p>□掘削・有害・可燃性ガス等の対策が必要な工事。地上・水面から10m以上(10m以下)での工事</p> <p>□工地上、他工事の制約を要し、船舶・歩道、人員の増強を行った工事</p> <p>□その他、周辺環境又は社会条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事</p>
		<p>■施工現場での対応</p> <p>□24. 災害等での設備の処置</p> <p>□25. 高工機材(条件)の変更に対応した施工・工法等の自発的提案と対応等</p> <p>□26. その他</p> <p>理由</p>	
		<p>■その他</p> <p>□27. その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する必要がある事項</p> <p>理由</p>	<p>【その他】</p> <p>□その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する技術</p>
		<p>評価点</p> <p>※ ・高度な技術力は、加点評価とする ・加点は+13点~0点の範囲とする ・該当キーワード+数値の総和を算出して評価する ・1項目2点を目安とするが、内容によってはそれ以上または以下の点数を与えてよい。</p>	<p>【高度技術のキーワードの評価】</p>

※1. 高度な技術力は、工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術力を要する必要があると判断し、評価する必要がある。なお、評価は「5. 創意工夫」の二重評価はしない。
 ※2. 詳細評価の範囲にあたっては、当該評価と同一キーワードで重複し、評価する詳細な高度な技術力を記載する。
 ※3. 高度技術は「実用新案・特許クラス」から「現業」に適用した未だに些微な工夫ではあるが非常に役立つ程度な工夫まで様々なレベルがあるが、本項目では「5. 創意工夫」で評価しなかったものを対象とする。

調査項目別運用表 高度技術 建築・設備(1)

該当する項目の□にノマークを記入する。

(現場監督員)

調査項目	細 別	技術キーワード一覧表	(事例) 具体的な評価技術力項目及び工事事例
4. 高度技術	I. 高度技術 キーワード評価	<p>■ 施工規模の大きさへの対応</p> <p>□1. 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模</p> <p>□2. 対象構造物の形状の複雑さ</p> <p>□3. その他 理由</p>	<p>□延べ面積10,000㎡以上の建物</p> <p>□地上9階以上の建物</p> <p>□地下2階以上の建物</p> <p>□大空間のホール等を有する建物</p> <p>□研究所等、特殊設備・機能を有する建物</p>
		<p>■ 構造物固有の難しさへの対応</p> <p>□4. 対象構造物の耐震レベル</p> <p>□5. 既設構造物の補強、撤去等特殊な工事</p> <p>□6. その他 理由</p>	<p>□建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてI類及びII類に属する工事</p> <p>□電気設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事</p> <p>□機械設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事</p> <p>□耐震及び免震構造の工事</p> <p>□敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り直しを行った工事</p> <p>□仮設橋を設け、配管・配線等の盛替え等を必要とする改修工事</p> <p>□休日・夜間作業が工程の80%以上を占める工事</p>
		<p>■ 技術固有の難しさへの対応</p> <p>□7. 工種及び工法の特异性</p> <p>□8. 新工法(機器類を含む)及び新材料の適用</p> <p>□9. その他 理由</p>	<p>□施工場所や構造物の特异性に対処するための新技術、新工法を採用した工事</p> <p>□パイロット工事又は特殊な経験フィールド工事で特殊工法等の検討が必要な工事</p> <p>□その他特殊な工法及び材料等を用いた工事等</p> <p>□特殊な設備システムを採用した工事</p> <p>□VET提案された工法等が高度技術で評価できる場合</p>
		<p>■ 厳しい自然・地盤条件への対応</p> <p>□10. 湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時)</p> <p>□11. 軟弱地盤、支持地盤の状況</p> <p>□12. 工事用道路・作業スペース等の制約</p> <p>□13. 雨・雪・風・気温・気温・波浪等の影響</p> <p>□14. その他 理由</p>	<p>□地下水位が高く、ウェルポイント等の排水設備の他、大規模な山留め工法が必要な工事</p> <p>□施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事</p> <p>□その他自然条件又は地盤条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事</p>

審査項目別運用表 高度技術 建築・設備(2)

(現場監督員)

該当する項目の□にママークを記入する。

審査項目	類別	技術力キーワード一覧表	(事例) 具体的な評価技術力項目及び工事事例
4. 高度技術	I. 高度技術 キーワード評価	<p>■厳しい周辺環境等、社会条件への対応</p> <p>□15. 地中埋設物等の地中内の作業障害物</p> <p>□16. 工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中の道路・架空線・埋設物等の近接物</p> <p>□17. 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮</p> <p>□18. 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮</p> <p>□19. 生活道路を利用するの資機材搬入等の工事用道路の制約</p> <p>□20. 現道上で、特に交通規制及びその処理が伴う作業</p> <p>□21. 騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等</p> <p>□22. その他 理由</p>	<p>□地元調整や環境対策の制約が多い工事</p> <p>□工事の発注にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事</p> <p>□工事に先立ち又は施工中で発想・観測等の結果に基づき、工法変更を行った工事</p> <p>□現場対策が工事に大きな影響を与えた工事</p> <p>□大気圧を超える気圧下の作業室での工事</p> <p>□断欠・有荷・可燃性ガス等の対策が必要な工事</p> <p>□地上・水面から10m以上(10m以下)での工事</p> <p>□工地上他工事の制約を受け、技量、人員の増強を行った工事</p> <p>□大規模なテレビ電波障害対策工事を行った工事</p> <p>□その他、周辺環境又は社会条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事</p>
		<p>■施工現場での対応</p> <p>□23. 災害等での環境の処置</p> <p>□24. 施工状況(条件)の変更に対応した施工・工法等の自発的提案と対応等</p> <p>□25. その他 理由</p>	<p>□特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の請負者が複数ある工事</p> <p>□外來者の多い施設で、作業範囲内に外來者・通行人等の動線がある工事</p>
		<p>■その他</p> <p>□26. その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する必要がある事項 理由</p>	<p>□その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する技術</p>
	経過評価	<p>評点: 点</p> <p>※ 高度な技術力は、加算評価とする +加点は+13点~0点の範囲とする +該当キーワード数の数と重みを勘案して評点する +1項目2点を目安とするが、内容によってはそれ以上または以下の点数を与えてもよい。</p>	<p>(高度技術のキーワードの評点)</p>

※1. 高度な技術力は、工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術力を必要が有って技術を評価するものである。なお、評価は「5. 創設工夫」との二重評価はしない。

※2. 詳細評価の記述にあたっては、担当課長との合議とし、各審査項目はキーワードで大分類し、評価する詳細な高度な技術力を記述する。

※3. 高度技術は「要更新要・特許クラス」から「現場に適用した本当に立派な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では「5. 創設工夫」で評価しなかったものを対象とする。

審査項目別運用表 施工状況

(主任監督員)

該当する項目の□にノマークを記入する。

審査項目	細 別	<input type="checkbox"/> a	<input type="checkbox"/> b	<input type="checkbox"/> c	<input type="checkbox"/> d	<input type="checkbox"/> e
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	工程管理が非常に優れている。	工程管理がやや優れている。	他の事項に該当しない。	工程管理がやや不備である。	工程管理が不備である。
	「評価対象項目」 <input type="checkbox"/> 災害復旧工事及び施工条件の変更等による工期的な制約がある中で余裕をもって工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> 隣接する他の工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 <input type="checkbox"/> 地元調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> 代休等を確保するなど、適切な人員管理と工程管理が地域住民に好印象を与えている。 <input type="checkbox"/> 配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 <input type="checkbox"/> その他 理由 ※上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。					

審査項目	細 別	<input type="checkbox"/> a	<input type="checkbox"/> b	<input type="checkbox"/> c	<input type="checkbox"/> d	<input type="checkbox"/> e
2. 施工状況	Ⅲ. 安全管理	安全対策が非常に優れている。	安全対策がやや優れている。	他の事項に該当しない。	安全対策がやや不備である。	安全対策が不備である。
	「評価対象項目」 <input type="checkbox"/> 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。 <input type="checkbox"/> 安全衛生管理活動が活発で他の模範となっている。 <input type="checkbox"/> 安全管理に関する創意工夫がある。 <input type="checkbox"/> 安全職場実現への取り組みが地域全体から評価されている。 ※上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。					

調査項目別運用表 社会性等

(主任監督員)

該当する項目の□にノマークを記入する。

調査項目	細 別	□ a 地域への貢献が非常に優れている	□ b 地域への貢献がやや優れている	□ c 他の事項に該当しない場合
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	<p style="text-align: center;">「評価対象項目」</p> <p><input type="checkbox"/> 河川、海岸等の環境保全を具体的に実施した。</p> <p><input type="checkbox"/> 国立公園や県立公園等及び周辺地域等の環境保全、貴重種等の動・植物への保護等に積極的に取り組んだ。</p> <p><input type="checkbox"/> 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との繋ぎに合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。</p> <p><input type="checkbox"/> 地域生活に密着したゴミ拾い、道路清掃等のボランティア活動等へ積極的に参加し、地域に貢献した。</p> <p><input type="checkbox"/> 災害時等に地域への援助・救援活動に積極的に協力した。</p> <p>※上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c評価を行う。</p>		

※地域への貢献等とは、工事の施工にもよって、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について、加点点評価する。

調査項目別運用表 法令遵守等

(主任監督員)

該当する項目の□にノマークを記入する。

調査項目	法令遵守等の該当項目一覧表 「評価対象項目」																	
8. 法令遵守等	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="555 1050 595 1167">措置内容</th> <th data-bbox="555 1050 595 1167">点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="595 1050 643 1167">□ 1. 指名停止3ヶ月以上</td> <td data-bbox="595 1050 643 1167">-20点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="643 1050 691 1167">□ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td> <td data-bbox="643 1050 691 1167">-15点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="691 1050 738 1167">□ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td data-bbox="691 1050 738 1167">-13点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="738 1050 786 1167">□ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満</td> <td data-bbox="738 1050 786 1167">-10点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="786 1050 826 1167">□ 5. 文書注意</td> <td data-bbox="786 1050 826 1167">-8点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="826 1050 866 1167">□ 6. 口頭注意</td> <td data-bbox="826 1050 866 1167">-5点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="866 1050 994 1167">□ 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒアリング等経緯のため、口頭注意以上の処分がなかった場合(不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。)その他</td> <td data-bbox="866 1050 994 1167">-3点</td> </tr> </tbody> </table>	措置内容	点数	□ 1. 指名停止3ヶ月以上	-20点	□ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点	□ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点	□ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10点	□ 5. 文書注意	-8点	□ 6. 口頭注意	-5点	□ 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒアリング等経緯のため、口頭注意以上の処分がなかった場合(不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。)その他	-3点	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <input type="checkbox"/> 項目該当なし </div>
措置内容	点数																	
□ 1. 指名停止3ヶ月以上	-20点																	
□ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点																	
□ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点																	
□ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10点																	
□ 5. 文書注意	-8点																	
□ 6. 口頭注意	-5点																	
□ 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒアリング等経緯のため、口頭注意以上の処分がなかった場合(不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。)その他	-3点																	

※ 当該工事において、上記の措置を行った場合に評価する。

※ 該当項目の□欄に該当する措置内容の項目に「レ」マークを記入する。なお、法令遵守等にかかる措置内容の「5. 6. 7.」の該当項目がない場合は、関係者へ聞き取りなどを踏まえ総合的に判断し評価する。

審査項目別運用表 施工状況

該当する項目の□にノマークを記入する。

(検査員)

審査項目	細 別	□ a 施工管理が優れている	□ b 施工管理がやや優れている	□ c 他の事項に該当しない	□ d 施工管理がやや不備である	□ e 施工管理が不備である
2. 施工状況	I. 施工管理	【評価対象項目】				
		<p>□ 施工に先立ち現場条件を反映した施工計画が提案され、現場においても概ね一致していることが確認できた。</p> <p>□ 日常的な施工管理を行っていることが工事記録で確認できる。また、現場内での整理整頓が日常的になされていることが確認できた。</p> <p>□ 建設廃棄物、リサイクル及び過積載防止等への取り組みが見られるとともに、使用機材、車両等の低騒音・排出ガス対策に努めていることが確認できた。</p> <p>□ 工事の関係書類及び資料整理がよい。</p>				
		<p>□ 施工上の義務が守られなかったため改善指示を行った。</p> <p>上記項目に該当があれば・・・d 指示の不履行・・・e</p>				
		<p>※上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p>				

別紙3-②

考查項目別運用表 出来形及び出来ばえ(1)

該当する項目の□にノマークを記入する。

(検査員)

考查項目	細 別	□ a	□ b	□ c	□ d	□ e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	出来形が測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが非常に少ない。	出来形が測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが比較的少ない。	出来形が測定項目、測定基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	出来形が測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	
		「評価対象項目」			「評価対象項目」	
		※ 出来形管理資料による評価が困難な場合は、現地立会・測定結果等を総合的に判断してa、b、c、d、e評価を行う。				

考查項目	細 別	□ a	□ b	□ c	□ d	□ e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない(特に優れていればa)	品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	品質関係の試験結果が、規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が、規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。	
		「評価対象項目」			「評価対象項目」	
		※ 品質管理資料による評価が困難な場合は、現地立会・試験結果等を総合的に判断してa、b、c、d、e評価を行う。				

別紙3-③

考查項目別運用表 出来形及び出来ばえ(2)

該当する項目の□にノマークを記入する。

(検査員)

考查項目	細 別	□ a	□ b	□ c	□ d
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的に美観がよい(極めて良好であれば、aとする)		他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い
「評価対象項目」					